



おはなし会・読みきかせ
著作権ハンドブック

Copyright Handbook



もくじ

『著作権ハンドブック』に寄せて・・・・・・・・・・	3
これだけは知っておきたい著作権のこと・・・・・・・・	4
著作物の利用について・・・・・・・・・・	8
著作権に関するよくある質問・・・・・・・・・・	15
児童書出版社 著作権に関するウェブサイト一覧・・・・	20



『著作権ハンドブック』に寄せて

読書習慣を身につけるのは、友達を100人作るのと同じくらい素敵なこと——私はこのメッセージを講演会で必ずお伝えしています。読書ができれば、何歳になっても知恵や励ましを本から受け取ることができるからです。そんな本好きさんに育ってもらうためには、本とはじめて出会う「読みきかせ」の体験は欠かせません。

また、読みきかせをしていただくことは、作家にとっても何よりうれしいことです。思いを込めた作品をひとりでも多くの子どもたちへ届けたい、全ての作家がそう願っています。作品を生み出す私たちと、読みきかせで作品を子どもたちへ届けてくださる皆さんとは、同じ目的を共有する1つのチームのようなものでしょう。

その一方で、おはなし会で使用される絵本の著作権については、十分に知られていとは言えません。知識不足から権利を侵害してしまい「そんなつもりはなかった」とおっしゃるケースや、権利に神経質になって「使うのはやめておこう」と不自由な思いをされるケース。どちらも大変残念なことです。

著作権は難しい？ いえいえ、実はたった2つの大きな約束でできています。作家が作品に込めた思いを、勝手に変えないこと。そして、創作を「生業」としている作家の収入が、損なわれないように注意すること。どちらも、作家が創作意欲を持続けるために必要な約束です。この2つの約束を守る方法について、ぜひこのハンドブックで知ってください。

「著作権と創作」は「車の両輪」に例えられます。片方だけでは活動を続けていくことができません。皆さんが著作権を尊重してくださることは、私たち絵本作家を支え、未来の絵本文化を豊かにすることにつながっていくのです。

皆さんがこのハンドブックを活用し、これまで以上に、盛んに読みきかせが行われることを心より願っています。



あんびるやすこ 猫

群馬県生まれ。東海大学文学部日本文学科卒業。
TVアニメの美術設定を担当。その後、玩具デザインの
仕事を経て絵本の創作に入る。主なシリーズ作品に
「なんでも魔女商会」「ルルとララ」（ともに岩崎書店）、
「魔法の庭ものがたり」（ポプラ社）などがある。



おはなし会・読みきかせ

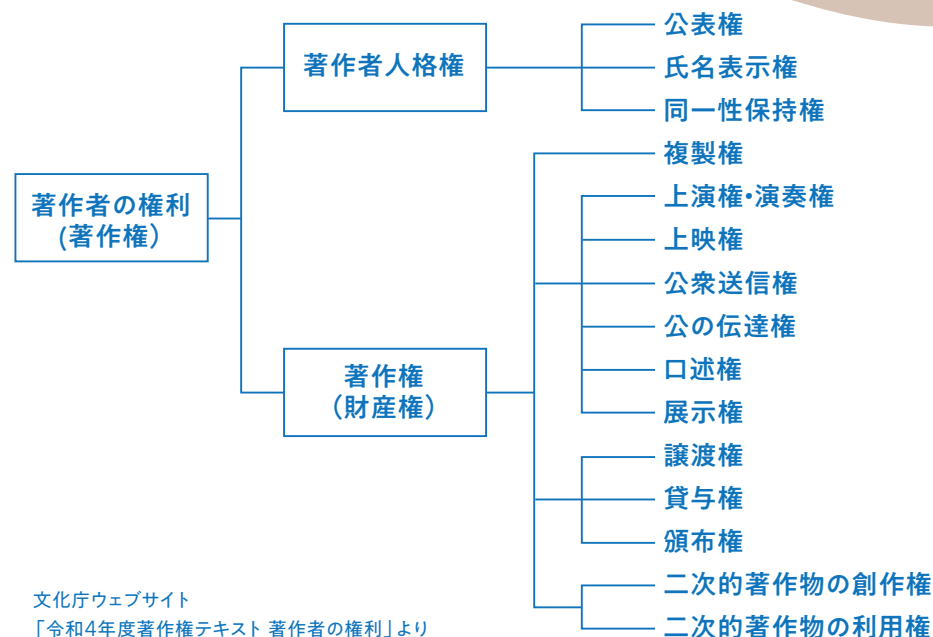
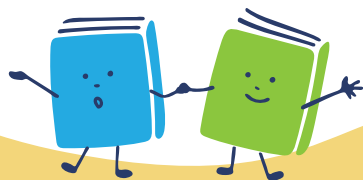
これだけは知っておきたい著作権のこと

おはなし会などで絵本や児童書を利用する際、著作権法に触れる場合があります。皆さんもご存じだと思います。著作権についての理解が深まれば、おはなし会などの活動をより円滑に進めることができます。ここでは、これだけは知っておきたい著作権の基本的なルールについて説明していきます。

✿ 著作権とはどんな権利か？

初めに、著作権とは読んで字のごとく著作者の権利です。その範囲は、著作権法で「文芸、学術、美術、音楽の分野に属するもの」と規定されていますが、その分野の映画や講演、コンピュータプログラム、データベースなども含まれます。また著作権法では、著作物を創作した時点で、著作権が自動的に与えられると規定されています（無方式主義）から、他の知的所有権である特許権や商標権のように、審査や登録の必要はありません。例えば、自分で作った手作り絵本でも、内容の良し悪しにかかわらず、作った時点で権利が与えられるということです。

その権利は右図のとおり幅広い範囲に及びます。まずは「著作者人格権」と「著作権（財産権）」という2種類の権利があることを頭に入れておきましょう。



✿ 著作者人格権【著作権法18～20条】

1つ目の著作者人格権は、著作者が精神的に傷つけられないための権利です。著作者の感情にかかわることですので、譲渡や相続はできません。3つの権利しかありませんから、覚えておきましょう。

●**公表権【18条】** 自分の著作物を公表するか、しないかを決定できる権利です。例えば、著作者が公表したくないラブレターなどを他人が勝手に公表することはできません。

●**氏名表示権【19条】** 自分の著作物を公表する際、氏名を表示するか、しないかを決定できる権利です。ペンネームもこれを根拠に、著作者が自由に使うことができます。

●**同一性保持権【20条】** 自分の著作物の内容を、意に反して無断で改変（変更・切除など）されない権利です。これにより、編集者が原稿に勝手に手を入れたりすることはできません。また読書ボランティアなどが、無断で絵本などの作品を人形劇やペープサート、パネルシアターなどにすることができないのは、この権利によります。

このほか、著作者や著作物を揶揄（やゆ）すること、価値をおとしめるような使い方をすることは、名誉・声望を害するとみなされ、著作者人格権の侵害にあたります。【113条11】

✿ 著作権（財産権）【21～28条】

2つ目の著作権（財産権）は、著作者の経済的な利益を保護する権利です。財産権ですから、土地などと同様、譲渡や相続が可能です。著作者は1つの著作物を創作すると同時に、P.5の図のようなさまざまな権利を専有します。その中から、おはなし会などに関連するものを解説します。

●**複製権【21条】** 文字どおり複製する権利です。著作者に大きな利益をもたらす可能性があるため、著作権（財産権）の中で代表的な権利と言えます。出版物やCDなどによる印税は、この権利により支払われます。

●**上演権・演奏権【22条】** 公衆向けに「上演」（演劇などの場合）や「演奏」（音楽の場合）する権利です。

●**上映権【22条2】** 公衆向けに「上映」する（スクリーンやディスプレイに映し出す）権利です。

●**公衆送信権【23条】** 「インターネットで配信（アップロードも含む）」する権利で、時代の要請により近年加えられました。オンライン形式の講演会などは、この権利を侵害する場合がありますから注意が必要です。

●**口述権【24条】** 「朗読などにより口頭で公衆に伝達」する権利です。CDなどに録音された著作物を再生することなども含まれます。おはなし会などの読みきかせも範囲の内ですからご注意ください。⇒P.10-②参照

●**展示権【25条】** 「美術の原画」と「未発表の写真の原作品」のみに付与され、それらを公衆向けに「展示」する権利です。

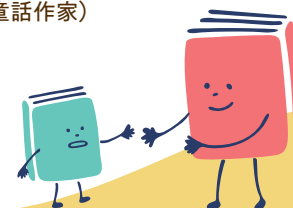
●**二次的著作物に関する権利【27条・28条】** 元の著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化するなど翻案して利用する権利です。著作権者の許諾なしにダイジェストの作成や外国語への翻訳などはできません。絵本をそのまま読みきかせする以外の利用は、この権利の侵害にあたる可能性がありますので注意しなければなりません。

著作者はこれらの権利を独占的に保有しています。こう言うと、「著作者は優遇され過ぎではないか？」と感じる方もおられるかもしれませんね。

そこで、著作者の立場に立って考えてみましょう。例えば、すばらしい絵本を創作したとしても、勝手に作品を改変されたり、作者名を変えられたり、原稿料や印税が支払われなかったり、無断で映画や演劇で使われたりしたらどうでしょう？これでは生活していけませんね。もしそうになったら、絵本を創作する人はほとんどいなくなるのではないのでしょうか？すばらしい絵本も生まれてこなくなります。そんなことにならないために、著作権法があることをご理解いただければ幸いです。

著作者にとって、自分の生み出した作品が、さまざまな形で子どもたちのもとに届けられることは、うれしいことです。ルールに基づいて行われることを切に願っています。

文／上野与志（児童書出版者・著作者懇談会 元座長 絵本・童話作家）



著作物の利用について



著作物を利用するには著作権者から許諾を得なくてはなりません。しかし著作物、また利用の目的や方法によっては、許諾を得ず利用できる場合があります。ご自身の活動や業務と照らし合わせて、著作権者への申請が必要かどうかを確認してください。

下記の場合は、著作権者の許諾を得ず利用できます

✳ 保護期間の過ぎた著作物【著作権法51～58条】

著作物は著作者が生み出した子どものようなものですから、その権利には寿命があります。保護期間の過ぎた著作物は「公有」（パブリック・ドメイン）といわれ、国民の財産として無許諾で使えます。保護期間は著作者が日本人か外国人かによって、次のように定められています。

①日本人の著作物【51条・53条】 日本の著作権法では、著作者が生存している期間に加え、死後も70年間（死去の翌年の1月1日起算）保護されます。



②外国人の著作物【58条】 外国人の著作物も、ベルヌ条約などにより日本人の著作物と同様、日本の著作権法で原則として死後70年間保護されます（内国民待遇）。原著作者に加え、翻訳者の二次的著作権がある場合が多いので注意が必要です。また、第二次大戦前・大戦中に刊行された連合国の著作物には戦時加算が最大約11年加算されるため、保護期間が長くなっているものがあるので気をつけましょう。

✳ 保護の対象にならない著作物である場合【13条】

憲法やその他の法令、国などの告示、判決など、国民に広く開放して利用されるものは保護を受けませんから、自由に使えます。

✳ 「著作権の制限」規定により例外的に無許諾で利用できる場合（おはなし会などに関係するもののみ）【30～49条】

著作物の利用は著作権者の許諾を得るのが原則です。しかし、全てに適用すると文化的所産である著作物の利用を妨げることになるため、例外的に著作権者の権利を制限して、無許諾で著作物を利用できるルールがあります。

①私的使用のための複製【30条】 家庭内など限られた場所における少部数の複製は許されています。例えば、家庭内でわが子のために絵本や漫画のキャラクターをぬいぐるみなどにする（著作物の改変）ことも無許諾でできます。



②非営利の上演等(上演、演奏、上映、口述、読みきかせなど)【38条】

営利を目的とせず、観客から料金を受け取らず、実演・口述する人(朗読する人)に報酬を支払わない場合に限り、無許諾で利用できます。ですから、無料のおはなし会などで絵本の読みきかせを行う場合は、著作権者の許諾は必要ありません(P.7「口述権」は行使されません)。

しかし絵本を人形劇やペープサートにするなど著作物を改変することは、著作人格権を侵害しますのでご注意ください。⇒P.12～13参照

★児童書出版者・著作者懇談会作成の手引き『読み聞かせ団体等による著作物の利用について』においては、観客から料金を受ける場合でも、実演・口述する人への交通費などの支払いや、ボランティアの交通費・昼食代および資料費・会場費などのおはなし会の開催にかかわる経費に充当するためであれば無許諾で利用できることとしています。

③学校その他の教育機関における複製【35条】

担任、生徒は授業に使う場合に限り、著作物をコピーすることができます。ただし、部数・態様が著作権者の不利益にならないことが条件です。



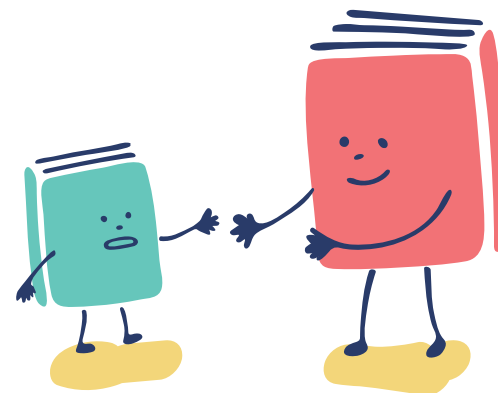
④点字による複製等【37条】 営利・非営利にかかわらず、公表された著作物は点字により複製することができます。

⑤視覚障がい者等のための複製等【37条3】 図書館、盲学校などでの視覚障がい者等のための録音、テキスト化などは認められています。ただし、同じ形式で作成されたものが市販されている場合や、作成したものを他の目的で使うことは許されていません。

⑥図書館等における複製【31条】 図書館内において、著作物の一部分を調査研究の目的のために1人につき1部だけコピーすることは許されています。

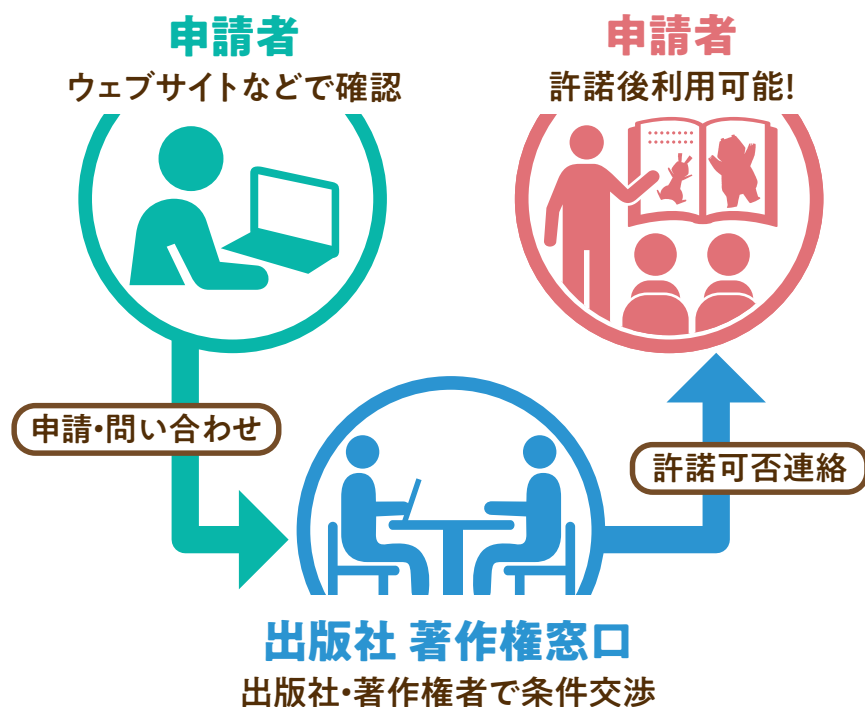
⑦引用【32条】 公表された著作物は、公正な慣行(引用された部分が「従」で、自ら作成する著作が「主」であること、引用文であることが明確に区分されていること、出所が明示されていることなど)に合致しており、報道、批評、研究など引用の目的上正当な範囲であれば、引用することができます。ただし、争いになることの多い微妙な部分もあるので注意が必要です。

以上の「著作権の制限」により無許諾で利用できる場合でも、変形・翻案しての使用は原則として許諾が必要です。【50条】(①私的使用のための複製、③学校その他の教育機関における複製を除く)



下記の場合は、非営利でも著作権者の許諾が必要です

他人の著作物を営利目的で利用する場合は、許諾が必要であるとともに、支払いも生じることは当然のことです。それに加え、P.8～11の無許諾で利用できる場合に該当しない事例は、非営利でも許諾が必要です。基本的に絵本や児童書などに改変を加えて利用(二次的使用)するものは、P.5～6「著作者人格権」(同一性保持権、名誉・声望を害されない等)を侵害しますから、全て著作権者の許諾が必要ということになります。

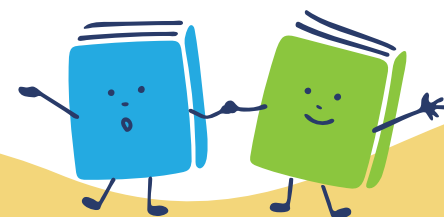


以下に、絵本や児童書を二次的使用する場合の主な利用形態を列記します。なお、絵本などの拡大使用は、著作権だけでなく出版権を侵害することもあり、出版社の許諾が必要な場合があります。【18～21条・113条11】

- ①絵本、紙芝居の拡大使用(複製を伴う場合)
- ②ペープサート ③紙芝居 ④さわる絵本
- ⑤布の絵本 ⑥エプロンシアター ⑦パネルシアター
- ⑧人形劇 ⑨パワーポイント
- ⑩その他、絵や文章を変形するあらゆる形態での使用
- ⑪読みきかせ動画の配信

これらに加え、ブックリストなど(ウェブサイト含む)に、表紙以外の本文画像を使用する場合は、P.11-⑦「引用」に該当する場合を除き、著作権者の許諾が必要です。著作権者への支払いが生じることもあります。教育委員会・人権団体等のパンフレットなどに文章や絵を使用する場合も同様です。【21条】

なお、ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評など(ウェブサイト含む)に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を明示されているとみなされ、慣行上無許諾で使用できます(それ以外の表紙使用は許諾が必要です)。表紙画像に加え、作品名、著作者名(作・文・絵・写真など)、出版社名を必ず一体で表記してください。



著作物の利用許諾を申請するには

「許諾が必要です」と言われてもあきらめる必要はありません。著作権者の許諾さえあれば、著作物は利用できますので、「大好きな本を子どもたちのもとに届けよう!」という素敵な思いをもって、積極的に活動されることを願っています。

なお、許諾の申請は「まず、その本の出版社へ」というのが原則です。一般的に使われており、出版社にも認知されている『著作物利用許可申請書』があります。下記の二次元コードからダウンロードできますので、お役立てください。

文／上野与志（児童書出版者・著作者懇談会 元座長 絵本・童話作家）



<https://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/p4.pdf>

児童書出版者・著作者懇談会 作成

『読み聞かせ団体等による著作物の利用について』

2017年改訂版 参考

<https://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/all.pdf>



おはなし会・読みきかせ

著作権に関する よくある質問



子どもたちにおはなしを届けたいという気持ちと、著作権者の権利を守らなければならないという気持ち、どちらも大切にしたいものです。

皆さんのさまざまな状況に照らし合わせて、著作権者への許諾申請が必要な事例をご確認ください。

おうちでの読みきかせや制作物

家庭内のことだから大丈夫と思っていた行動にも、気をつけるべきことがあるようです。

Q1 自分の子どものために作った布絵本やペープサートなどを、幼稚園に寄付したい。

A1 家庭内での読みきかせや絵本を模したアイテムを作ることなどは、私的使用の範囲内であり許諾を得る必要はありません。⇒P.9-①参照 しかし幼稚園・保育園や学校、図書館などの公共施設や、多数の第三者に制作物を提供するには、著作権者の許諾が必要です。各出版社に申請してください。

Q2 自分の子どもの衣類や持ち物に、絵本のキャラクターの刺しゅうやアップリケをしたい。また作ったものをバザーやフリーマーケットで販売したい。

A2 私的使用の範囲内における制作物については、許諾を得る必要はありません。⇒P.9-①参照 しかし制作物を販売することは多数の第三者への配布にあたり、著作権者の許諾が必要です。各出版社に申請してください。

学校や図書館など さまざまな施設でのおはなし会や制作物

基本的な著作権のポイントを理解しておくことは、おはなし会を安心して開催することにつながります。

Q3 おはなし会を依頼され、主催側から謝金ではなく交通費や昼食代を受け取る場合、絵本を無許諾で利用できるか。

A3 営利を目的としない（観客から参加費を受け取らない、読み手に謝金が発生しない）おはなし会は、無許諾で利用できます。絵本をそのまま見せて、原文のまま読みあげるようにしてください。⇒P.10-②参照

Q4 絵本のデータをパワーポイントに貼りつけてプロジェクターで投影し、拡大して読みきかせをしたい。

A4 営利を目的としないおはなし会でも、著作権者の許諾が必要です。各出版社に申請してください。ただし著作権者の意向にかかわらず、許可していない出版社もあります。問い合わせる前に、各社の規定をウェブサイトで確認してください。⇒P.12~13参照

営利を目的としないおはなし会において、書画カメラでの拡大は許諾を受ける必要はありません。複製でなく、かつ作品に直接改変が加えられていない行為であり、著作権の「複製権」「同一性保持権」などの侵害にあたらないためです。

Q5 絵本をペープサートや紙芝居に変えて、読みきかせをしたい。

A5 著作権者の許諾を得ずに作品の形を変えることは「同一性保持権」を侵害することになり、営利を目的としないおはなし会であっても、著作権者の許諾が必要です。各出版社に申請してください。上記のほかにも、大型化*や布絵本、人形劇、エプロンシアター、パネルシアターなど、絵本をそのまま利用しない場合も同じです。⇒P.12~13参照

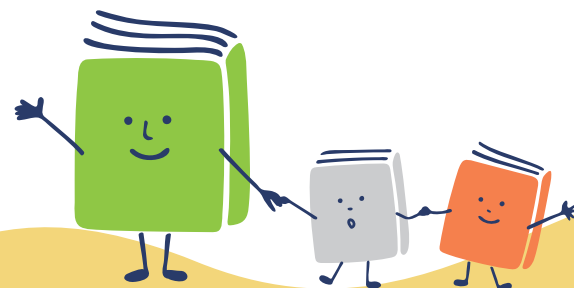
* 拡大コピーや手書きで拡大する大型化については、著作権者の意向にかかわらず、許可していない出版社もあります。問い合わせる前に各社の規定をウェブサイトで確認してください。

Q6 おはなし会を案内するチラシに、絵本の表紙を載せたい。

A6 表紙を加工せずそのまま掲載する場合は許諾を受ける必要がないことがほとんどです。作品名と著作者名、出版社名を明記してください。ただし著作権者の許諾や、出版社への制作物送付が必要な場合もあります。各社の規定をウェブサイトで確認してください。⇒P.13参照

Q7 おはなし会を案内するチラシに、絵本のキャラクターを手描きしたものや、イラストのカットを貼りつけて載せたい。

A7 著作権者の許諾が必要です。各出版社に申請してください。ただしキャラクターやイラストを使用することは、著作権者の意向にかかわらず、許可していない出版社もあります。問い合わせる前に、各社の規定をウェブサイトで確認してください。⇒P.13参照



Q8 ブックリストや図書館だよりなどで絵本を紹介したい。表紙掲載のほか、文章を一部引用して載せることはできるか。

A8 表紙については回答A6と同様です。引用については、報道、批評、研究その他引用の目的上正当な範囲内の場合は許諾の必要がありません。ただし、引用文であることの明確な区別や、出典の明示が必要です。また引用される部分が「従」で、自ら作成する者が「主」となるような表現でなければなりません。⇒P.13参照

インターネット上での 読みきかせや絵本紹介の掲載

インターネット上でおすすめの絵本を紹介したい、読みきかせの動画をアップロードしたいという方が昨今多くなっています。しかしそれらを無許諾で行った場合は著作権(財産権)の「公衆送信権」を侵害することになります。

Q9 絵本を読みきかせしている動画を動画サイトなどにアップロードしたい。

A9 広告収入の有無にかかわらず、個人の利用であったとしても、著作権者の許諾が必要です。各出版社に申請してください。絵本を最初から最後まで全て読みきかせるだけでなく、数ページのみをめくる場合や、表紙以外の本文を静止画で見せる場合、またアップロードのほか、ライブ配信の場合も同様です。著作権者の意向にかかわらず、そのような行為を許可していない出版社も多くあります。問い合わせる前に、各社の規定をウェブサイトで確認してください。⇒P.12~13参照

Q10 おすすめの絵本や、おはなし会で紹介した絵本の表紙をブログやウェブサイト、SNS上に載せたい。

A10 オンライン上に掲載する場合は、許諾を受ける必要があります。各出版社に申請してください。しかし、表紙を加工せずそのまま掲載する場合、作品名と著作者名、出版社名を明記すれば、無許諾での掲載を許可している出版社もあります。そのほか、掲載サイトのURLの報告が必要な出版社もありますので、各社の規定をウェブサイトで確認してください。⇒P.12~13参照



児童書出版社 著作権に関するウェブサイト一覧



著作権は全ての著作物に与えられていますので、一覧に掲載がなくても該当の出版社には必ず申請をしてください。申請から許諾まで数週間を要する場合があります。日数に余裕をもって手続きしてください。

出版社名を入力して検索! ▶ ○○出版 著作権 検索



あ 赤ちゃんとママ社 <https://www.akamama.co.jp/>

あかね書房 https://www.akaneshobo.co.jp/mail/form_copyright/
著作権係

アリス館 <https://www.alicekan.com/faq/#copyrighted>
管理部

イマジネーション・プラス <https://imaginationpluspress.com>

絵本館 <https://ehonkan.co.jp/company/copyright/>

か KADOKAWA <https://www.kadokawa.co.jp/support/>

Gakken <https://ghd.gakken.co.jp/rights/>
出版営業部

教育画劇 <https://www.kyouikugageki.co.jp/copyright/index.html>
著作権係

金の星社 <https://www.kinnohoshi.co.jp/copyright/>
編集部 著作権担当

くもん出版 <https://www.kumonshuppan.com/businesspartners/rights/>
マーケティング部
* 2023年4月公開予定

クレヨンハウス <https://www.crayonhouse.co.jp/shop/contact/contact.aspx>
出版販売部

好学社 <http://www.kogakusha.com/>

佼成出版社 <https://kosei-shuppan.co.jp/license/>

講談社 <https://www.kodansha.co.jp/copyright.html>
* 個人からの申請は受け付けていません。

こぐま社 <https://www.kogumasha.co.jp/copyright>
編集部

子どもの未来社 <http://comirai.shop12.makeshop.jp/>

ゴブリン書房 <http://www.goblin-shobo.co.jp>

小峰書店 <https://www.komineshoten.co.jp/copyright/>
ライツ事業室

さ さ・え・ら書房 <https://saela.co.jp/copyright/>
広報担当

集英社 https://faq.shueisha.co.jp/category/show/8?site_domain=default

出版ワークス <http://www.spn-works.com>

少年写真新聞社 <https://www.schoolpress.co.jp/tyosakubutsu-riyou>
著作権管理係

鈴木出版 <http://www.suzuki-syuppan.co.jp/copyright.html>
編集部

誠文堂新光社 <https://www.seibundo-shinkosha.net/contact/production/>

た 大日本図書 <https://www.dainippon-tosho.co.jp/books/copyright/>
書籍部

チャイルド本社 <https://www.childbook.co.jp/profile/copyright/>
絵本編集部

汐文社 <https://www.choubunsha.com/copyright/>
編集部

徳間書店

児童書編集部

<https://www.tokuma.jp/company/cc1962.html>

童心社

編集部 著作権担当

<https://www.doshinsha.co.jp/copyright/>

は

白泉社

編集総務部

<https://www.hakusensha.co.jp/contact/contact-3/>

パイ インターナショナル

広報

<https://pie.co.jp/information/4856478/>

ひさかたチャイルド

<https://www.hisakata.co.jp/about/copyright.asp>

PHP研究所

<https://www.php.co.jp/legal/link.php>

フレーベル館

こどもの本編集部

<https://www.froebel-kan.co.jp/copyright>

* 2023年4月中旬公開予定

ブロンズ新社

広報

<https://www.bronze.co.jp/inquiry/>

文化出版局

<https://books.bunka.ac.jp/help/toiawase.html>

文研出版

児童図書部

<https://www.shinko-keirin.co.jp/bunken/use/>

ほるぷ出版

著作権担当者

<https://www.holp-pub.co.jp/company/cc1918.html>

ポプラ社

コンテンツ事業部

<https://www.poplar.co.jp/copyright/>

ま

光村教育図書

書籍出版部

<https://www.mitsumura-kyouiku.co.jp/contact/introduction.html>

ら

理論社

著作権係

<https://www.rironsha.com/faq>

(五十音順)

監修 村瀬拓男 (弁護士)

1985年新潮社入社、『週刊新潮』編集部、音声・映像事業担当を経て、1990年頃より主に電子出版事業を担当。CD-ROM版『新潮文庫の100冊』、読書サイト「新潮ケータイ文庫」を企画する。2006年弁護士登録。出版社等の法律事務を扱うほか、日本書籍出版協会の出版契約書ひな形作成の取りまとめ、著作権法改正時の意見の取りまとめなどを行っている。著書に『電子書籍・出版の契約実務と著作権』（民事法研究会）など。

SARTRAS とは

(サートラス／一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会)

教育機関におけるICT活用教育での著作物利用の円滑化を図るため、授業目的公衆送信補償金制度(2020年4月施行)が創設され、これまで個別に権利者の許諾を得ることが必要だったオンデマンド型の遠隔授業などでの公衆送信についても、教育機関の設置者が補償金を支払うことで、一定の条件下であれば、無許諾での著作物利用が可能になりました。SARTRASは、この補償金を受け取り、権利者に分配する業務等、授業目的公衆送信補償金制度の運営管理を行うために設立された団体です。

ウェブサイト <https://sartras.or.jp>

* このハンドブックはSARTRASの助成を受けて作成されたものです。

おはなし会・読みきかせ 著作権ハンドブック

2023年3月31日 初版発行

協力:一般社団法人 日本書籍出版協会、日本児童図書出版協会

発行:一般財団法人 出版文化産業振興財団 (JPIC)

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-2-30

TEL.03-5211-7282 FAX.03-5211-7285

<https://www.jpica.or.jp/>

このハンドブックの内容は2023年2月28日現在のものです。

©一般財団法人 出版文化産業振興財団